

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

御注意

「2」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「18」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

留保金額に対する税額の計算												
課税留保金額		税額										
年3,000万円相当額以下の金額 (18)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	円 000	(1)の10%相当額	5								
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (18)-(1)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額	6								
年1億円相当額を超える金額 (18)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額	7								
計 (18) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7)	8								
課税留保金額の計算												
当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「49の②」+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	9	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者以外の法人 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「17」-別表六(十三)「22」-別表六(十四)「24」-別表六(二十一)「22」-別表六(二十二)「23」-別表六(二十六)「28」-別表六(二十七)「12」)	19							
	前期末配当等の額 (前期の(11))	10		住民税額	大法人による完全支配関係がある中小企業者 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(七)「18」-別表六(八)「10」-別表六(九)「12」-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「17」-別表六(十三)「22」-別表六(十四)「24」-別表六(十七)「18」-別表六(十八)「18」-別表六(十九)「49」-別表六(二十一)「22」-別表六(二十二)「23」-別表六(二十三)「40」-別表六(二十四)「21」-別表六(二十五)「22」-別表六(二十六)「28」-別表六(二十七)「12」)	20						
	当期末配当等の額	11			の計算	住民税額 (19)又は(20)×16.3%	21					
	法人税額及び地方法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」+「36」-「40」-「41」)	12				特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%	22				
	住民税額 (25)	13					課税留保金額	調整地方税額に係る控除額 (21)+(別表一(一)「12」+「18」)×16.3%	23			
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「1」)	14						留保控除額	住民税額から控除される金額 (22)又は(23)のいずれか少ない金額	24		
	法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15							課税留保金額	住民税額 (21)-(24)	25	
	当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)	16								課税留保金額		
	留保控除額 (別表三(一)付表「28」)	17									課税留保金額	
課税留保金額 (16)-(17)	18	000										